

令和7年3月定例会

# 議案関係資料

番 号	件 名	ページ
議案第 2号	中札内村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 3号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2～4
議案第 4号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	5～13
議案第 6号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について	14～15
議案第13号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16～23
議案第14号	職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24

中札内村職員定数条例の一部を改正する条例  
 中札内村職員定数条例（昭和46年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において職員とは、村長、議会、教育委員会、農業委員会、<u>監査委員及び選挙管理委員会</u>の事務部局に勤務する職員<u>、並びに教育委員会の所管に属する学校の教職員で次の各号に掲げる職員以外のもの</u>をいう。</p> <p>(1) <u>副村長及び教育長</u></p> <p>(2) <u>臨時又は非常勤の職員並びに休職者</u></p> <p>(3) <u>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員</u></p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 村長の事務部局の職員 <u>75人</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において職員とは、村長、議会、教育委員会、農業委員会 <u>の事務部局に常時勤務する一般職の職員、並びに教育委員会の所管に属する学校の教職員等（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。）</u>をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 村長の事務部局の職員 <u>79人</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>第4条 次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。</u></p> <p>(1) <u>休職者</u></p> <p>(2) <u>兼務者</u></p> <p>(3) <u>派遣職員</u></p> <p>(4) <u>6か月以上の長期研修者</u></p> <p>(5) <u>産前産後休暇者及び育児休業者</u></p> <p><u>2 前項に規定する職員が職務に服することにより第2条各号の定数を超えるに至ったときは、その定数に欠員が生ずるまでの間、その職員を定数外とすることができる。</u></p>

附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）            第8条の2 （略）            2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。            3 （略）            4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164条）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、</u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）            第8条の2 （略）            2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。            3 （略）            4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164条）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u>  <u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>附 則 (令和4年12月6日条例第29号)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附</p>	<p>規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>附 則 (令和4年12月6日条例第29号)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附</p>

改 正 前	改 正 後
<p>則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。))で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。))第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>	<p>則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。))で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。))第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。))を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>禁錮</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第14条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>禁錮</b>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為</p>	<p>第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第14条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<b>拘禁刑</b>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為</p>

改 正 前	改 正 後
に係る刑事事件に関し <b>禁錮</b> 以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略)	に係る刑事事件に関し <b>拘禁刑</b> 以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
 中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成27年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(欠格条項) 第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(4) (略)	(欠格条項) 第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(4) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。  
 (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

中札内村行政不服審査会条例の一部を改正する条例  
 中札内村行政不服審査会条例（平成28年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（罰則） 第8条 第4条第3項の規定に違反して、秘密を漏らした者は、1年以下の <b>懲役</b> 又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第8条 第4条第3項の規定に違反して、秘密を漏らした者は、1年以下の <b>拘禁刑</b> 又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

中札内村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
 中札内村議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(罰則)</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<b>懲役</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<b>懲役</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<b>拘禁刑</b>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<b>拘禁刑</b>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

中札内村個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例  
 中札内村個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（中札内村個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（中札内村個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6（略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、

旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
 中札内村情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（罰則） 第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 （略）	（罰則） 第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

定住自立圏の形成に関する協定の変更について

旧			新		
別表第1（第3条関係） 1（1）～4（4）（略）			別表第1（第3条関係） 1（1）～4（4）（略）		
（5）広域観光の推進			（5）広域観光の推進		
取組内容	甲の役割	乙の役割	取組内容	甲の役割	乙の役割
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	<p>ア <u>帯広観光コンベンション協会と十勝観光連盟の連携を強化する。</u></p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。</p>	<p>ア <u>十勝観光連盟の事業に参画する。</u></p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の<u>提案</u>や各種イベント情報の集約に協力する。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。</p>	十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	<p>ア <u>圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。</u></p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。</p>	<p>ア <u>圏域市町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。</u></p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の<u>参画</u>や各種イベント情報の集約に協力する。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。</p>
4（6）（略）			4（6）（略）		
（7）鳥獣害防止対策の推進			（7）鳥獣害防止対策の推進		
取組内容	甲の役割	乙の役割	取組内容	甲の役割	乙の役割
被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。	鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。	鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。	被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進するほか、 <u>鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討をすすめる。</u>	<p>ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。</p> <p>イ <u>鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、関係機関との情報共有を行うとともに、圏域町村と連携して検討をすすめる。</u></p>	<p>ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。</p> <p>イ <u>鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。</u></p>

旧			新		
5 環境 (1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築			5 環境 (1) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築		
取組内容	甲の役割	乙の役割	取組内容	甲の役割	乙の役割
地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、 <u>低炭素社会</u> の構築を目指す。	<u>環境モデル都市</u> として、 <u>環境モデル都市行動計画に基づいた先駆的な取組を推進するとともに</u> 、 <u>圏域への波及を図るため</u> 、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	<u>低炭素社会の構築</u> に向けた取組を甲と連携して推進する。	地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、 <u>脱炭素社会</u> の構築を目指す。	<u>脱炭素社会の構築</u> に向けた取組を推進するとともに、 <u>圏域への波及を図るため</u> 、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	<u>脱炭素社会の構築</u> に向けた取組を甲と連携して推進する。
6 (略)			6 (略)		

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(管理職手当)</p> <p>第6条の2 管理職又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める者については、その特殊性に基づき、月額として、課長等については行政職給料表 <u>6級65号俸</u>の給料月額に100分の12を乗じて得た額、参事等については行政職給料表 <u>6級20号俸</u>の給料月額に100分の12を乗じて得た額、課長補佐等にあつては行政職給料表 <u>5級20号俸</u>の給料月額に100分の10を乗じて得た額の管理職手当を支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の管理職手当は、前段で定めた額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 扶養手当の月額を、<u>前項第1号及び第3号から第6号まで</u></p> <hr/> <p><u>に掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u></p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第6条の2 管理職又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める者については、その特殊性に基づき、月額として、課長等については行政職給料表 <u>6級53号俸</u>の給料月額に100分の12を乗じて得た額、参事等については行政職給料表 <u>6級8号俸</u>の給料月額に100分の12を乗じて得た額、課長補佐等にあつては行政職給料表 <u>5級12号俸</u>の給料月額に100分の10を乗じて得た額の管理職手当を支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の管理職手当は、前段で定めた額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 扶養手当の月額を、<u>前項第1号に掲げる扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円</u></p> <hr/> <p><u>とする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>のある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>第8条 <u>新たに職員となったものに扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においてはその職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>扶養手当は新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。</u></p> <p>3 <u>扶養手当は職員に第1項第2号に掲げる事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。</u></p>	<p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第8条 <u>削除</u></p> <hr/> <hr/>
<p>(制約)</p> <p>第8条の2 <u>虚偽の届出又は届出の遅延によって不当に扶養手当の支給を受けたときは、その全額を返還させ、なお爾後の手当は、これを支給しないことがある。</u></p>	
<p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第12条の3 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u> _____ であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____ とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第15条 第4条第2項から第9項まで、<u>第6条の3及び第7条から第8条の2まで</u>の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>第12条の3 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の</u> _____ 午前5時までの間 <u>(週休日等に含まれる時間を除く。)</u> であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u> とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 _____</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第15条 第4条第2項から第9項まで、 _____ 第7条 _____ の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
<p>附 則 (令和4年12月6日条例第25号)</p> <p>第3条 改正法<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務</p>	<p>附 則 (令和4年12月6日条例第25号)</p> <p>第3条 改正法<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新給与条例第14条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第4項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<b>附則第9条第2項</b>に規定する暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第4条第2項から第9項まで、<b>第6条の3及び第7条から第8条の2までの</b>規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新給与条例第14条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第4項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）<b>附則第9条第6項</b>に規定する暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第4条第2項から第9項まで、_____第7条_____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(号俸の切替え)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第2の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。  
(切替日前の異動者の号俸の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者  
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

### 行政職給料表新旧対照表

1級					2級					3級				
号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)
	月額	月額				月額	月額							
	百円	百円				百円	百円							
1	1,695	1,695	0	0.0	1	2,300	2,300	0	0.0	1	2,613	2,653	40	1.5
2	1,704	1,704	0	0.0	2	2,315	2,315	0	0.0	2	2,623	2,663	40	1.5
3	1,714	1,714	0	0.0	3	2,330	2,330	0	0.0	3	2,633	2,673	40	1.5
4	1,723	1,723	0	0.0	4	2,345	2,345	0	0.0	4	2,643	2,683	40	1.5
5	1,733	1,733	0	0.0	5	2,360	2,360	0	0.0	5	2,653	2,693	40	1.5
6	1,742	1,742	0	0.0	6	2,375	2,375	0	0.0	6	2,663	2,703	40	1.5
7	1,751	1,751	0	0.0	7	2,390	2,390	0	0.0	7	2,673	2,713	40	1.5
8	1,761	1,761	0	0.0	8	2,405	2,405	0	0.0	8	2,683	2,723	40	1.5
9	1,771	1,771	0	0.0	9	2,420	2,420	0	0.0	9	2,693	2,733	40	1.5
10	1,780	1,780	0	0.0	10	2,434	2,434	0	0.0	10	2,703	2,743	40	1.5
11	1,789	1,789	0	0.0	11	2,448	2,448	0	0.0	11	2,713	2,753	40	1.5
12	1,800	1,800	0	0.0	12	2,462	2,462	0	0.0	12	2,723	2,764	41	1.5
13	1,810	1,810	0	0.0	13	2,474	2,474	0	0.0	13	2,733	2,774	41	1.5
14	1,813	1,813	0	0.0	14	2,486	2,486	0	0.0	14	2,743	2,787	44	1.6
15	1,816	1,816	0	0.0	15	2,498	2,498	0	0.0	15	2,753	2,800	47	1.7
16	1,819	1,819	0	0.0	16	2,510	2,510	0	0.0	16	2,764	2,812	48	1.7
17	1,822	1,822	0	0.0	17	2,521	2,521	0	0.0	17	2,774	2,825	51	1.8
18	1,825	1,825	0	0.0	18	2,532	2,532	0	0.0	18	2,787	2,838	51	1.8
19	1,828	1,828	0	0.0	19	2,543	2,543	0	0.0	19	2,800	2,850	50	1.8
20	1,831	1,831	0	0.0	20	2,554	2,554	0	0.0	20	2,812	2,862	50	1.8
21	1,835	1,835	0	0.0	21	2,564	2,564	0	0.0	21	2,825	2,873	48	1.7
22	1,846	1,846	0	0.0	22	2,574	2,574	0	0.0	22	2,838	2,885	47	1.7
23	1,858	1,858	0	0.0	23	2,584	2,584	0	0.0	23	2,850	2,898	48	1.7
24	1,869	1,869	0	0.0	24	2,594	2,594	0	0.0	24	2,862	2,911	49	1.7
25	1,880	1,880	0	0.0	25	2,604	2,604	0	0.0	25	2,873	2,924	51	1.8
26	1,897	1,897	0	0.0	26	2,613	2,613	0	0.0	26	2,885	2,934	49	1.7
27	1,913	1,913	0	0.0	27	2,622	2,622	0	0.0	27	2,898	2,944	46	1.6
28	1,929	1,929	0	0.0	28	2,631	2,631	0	0.0	28	2,911	2,955	44	1.5
29	1,945	1,945	0	0.0	29	2,639	2,639	0	0.0	29	2,924	2,966	42	1.4
30	1,962	1,962	0	0.0	30	2,647	2,647	0	0.0	30	2,934	2,978	44	1.5
31	1,978	1,978	0	0.0	31	2,655	2,655	0	0.0	31	2,944	2,989	45	1.5
32	1,994	1,994	0	0.0	32	2,663	2,663	0	0.0	32	2,955	3,001	46	1.6
33	2,010	2,010	0	0.0	33	2,670	2,670	0	0.0	33	2,966	3,013	47	1.6
34	2,027	2,027	0	0.0	34	2,678	2,678	0	0.0	34	2,978	3,026	48	1.6
35	2,044	2,044	0	0.0	35	2,686	2,686	0	0.0	35	2,989	3,039	50	1.7
36	2,061	2,061	0	0.0	36	2,693	2,693	0	0.0	36	3,001	3,052	51	1.7
37	2,074	2,074	0	0.0	37	2,700	2,700	0	0.0	37	3,013	3,065	52	1.7
38	2,090	2,090	0	0.0	38	2,708	2,708	0	0.0	38	3,026	3,078	52	1.7
39	2,106	2,106	0	0.0	39	2,716	2,716	0	0.0	39	3,039	3,091	52	1.7
40	2,121	2,121	0	0.0	40	2,723	2,723	0	0.0	40	3,052	3,104	52	1.7
41	2,136	2,136	0	0.0	41	2,730	2,730	0	0.0	41	3,065	3,117	52	1.7
42	2,152	2,152	0	0.0	42	2,738	2,738	0	0.0	42	3,078	3,130	52	1.7
43	2,168	2,168	0	0.0	43	2,746	2,746	0	0.0	43	3,091	3,143	52	1.7
44	2,184	2,184	0	0.0	44	2,753	2,753	0	0.0	44	3,104	3,154	50	1.6
45	2,200	2,200	0	0.0	45	2,760	2,760	0	0.0	45	3,117	3,163	46	1.5
46	2,217	2,217	0	0.0	46	2,767	2,767	0	0.0	46	3,130	3,176	46	1.5
47	2,230	2,230	0	0.0	47	2,774	2,774	0	0.0	47	3,143	3,189	46	1.5
48	2,243	2,243	0	0.0	48	2,781	2,781	0	0.0	48	3,154	3,202	48	1.5
49	2,256	2,256	0	0.0	49	2,788	2,788	0	0.0	49	3,163	3,214	51	1.6
50	2,267	2,267	0	0.0	50	2,795	2,795	0	0.0	50	3,176	3,227	51	1.6
51	2,278	2,278	0	0.0	51	2,802	2,802	0	0.0	51	3,189	3,239	50	1.6
52	2,289	2,289	0	0.0	52	2,809	2,809	0	0.0	52	3,202	3,251	49	1.5
53	2,300	2,300	0	0.0	53	2,815	2,815	0	0.0	53	3,214	3,264	50	1.6
54	2,311	2,311	0	0.0	54	2,822	2,822	0	0.0	54	3,227	3,275	48	1.5
55	2,322	2,322	0	0.0	55	2,828	2,828	0	0.0	55	3,239	3,286	47	1.5
56	2,333	2,333	0	0.0	56	2,835	2,835	0	0.0	56	3,251	3,297	46	1.4
57	2,344	2,344	0	0.0	57	2,841	2,841	0	0.0	57	3,264	3,304	40	1.2
58	2,354	2,354	0	0.0	58	2,848	2,848	0	0.0	58	3,275	3,313	38	1.2
59	2,364	2,364	0	0.0	59	2,854	2,854	0	0.0	59	3,286	3,320	34	1.0
60	2,373	2,373	0	0.0	60	2,861	2,861	0	0.0	60	3,297	3,328	31	0.9
61	2,382	2,382	0	0.0	61	2,867	2,867	0	0.0	61	3,304	3,336	32	1.0
62	2,391	2,391	0	0.0	62	2,874	2,874	0	0.0	62	3,313	3,340	27	0.8
63	2,399	2,399	0	0.0	63	2,880	2,880	0	0.0	63	3,320	3,346	26	0.8
64	2,407	2,407	0	0.0	64	2,885	2,885	0	0.0	64	3,328	3,353	25	0.8
65	2,414	2,414	0	0.0	65	2,890	2,890	0	0.0	65	3,336	3,361	25	0.7
66	2,420	2,420	0	0.0	66	2,896	2,896	0	0.0	66	3,340	3,368	28	0.8
67	2,426	2,426	0	0.0	67	2,901	2,901	0	0.0	67	3,346	3,375	29	0.9
68	2,432	2,432	0	0.0	68	2,907	2,907	0	0.0	68	3,353	3,381	28	0.8
69	2,438	2,438	0	0.0	69	2,912	2,912	0	0.0	69	3,361	3,386	25	0.7
70	2,444	2,444	0	0.0	70	2,917	2,917	0	0.0	70	3,368	3,392	24	0.7
71	2,450	2,450	0	0.0	71	2,923	2,923	0	0.0	71	3,375	3,397	22	0.7
72	2,455	2,455	0	0.0	72	2,929	2,929	0	0.0	72	3,381	3,403	22	0.7
73	2,460	2,460	0	0.0	73	2,934	2,934	0	0.0	73	3,386	3,406	20	0.6
74	2,464	2,464	0	0.0	74	2,939	2,939	0	0.0	74	3,392	3,411	19	0.6
75	2,467	2,467	0	0.0	75	2,943	2,943	0	0.0	75	3,397	3,415	18	0.5

行政職給料表新旧対照表

1級					2級					3級				
号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)
	月額	月額				月額	月額							
	百円	百円				百円	百円							
76	2,470	2,470	0	0.0	76	2,946	2,946	0	0.0	76	3,403	3,419	16	0.5
77	2,473	2,473	0	0.0	77	2,948	2,948	0	0.0	77	3,406	3,423	17	0.5
78	2,476	2,476	0	0.0	78	2,951	2,951	0	0.0	78	3,411	3,428	17	0.5
79	2,479	2,479	0	0.0	79	2,953	2,953	0	0.0	79	3,415	3,433	18	0.5
80	2,482	2,482	0	0.0	80	2,956	2,956	0	0.0	80	3,419	3,438	19	0.6
81	2,485	2,485	0	0.0	81	2,958	2,958	0	0.0	81	3,423	3,441	18	0.5
82	2,488	2,488	0	0.0	82	2,960	2,960	0	0.0	82	3,428	3,445	17	0.5
83	2,491	2,491	0	0.0	83	2,963	2,963	0	0.0	83	3,433	3,449	16	0.5
84	2,494	2,494	0	0.0	84	2,965	2,965	0	0.0	84	3,438	3,453	15	0.4
85	2,497	2,497	0	0.0	85	2,968	2,968	0	0.0	85	3,441	3,456	15	0.4
86	2,500	2,500	0	0.0	86	2,971	2,971	0	0.0	86	3,445	3,460	15	0.4
87	2,503	2,503	0	0.0	87	2,974	2,974	0	0.0	87	3,449	3,464	15	0.4
88	2,506	2,506	0	0.0	88	2,977	2,977	0	0.0	88	3,453	3,468	15	0.4
89	2,509	2,509	0	0.0	89	2,980	2,980	0	0.0	89	3,456	3,470	14	0.4
90	2,512	2,512	0	0.0	90	2,983	2,983	0	0.0	90	3,460	3,474	14	0.4
91	2,515	2,515	0	0.0	91	2,986	2,986	0	0.0	91	3,464	3,478	14	0.4
92	2,518	2,518	0	0.0	92	2,990	2,990	0	0.0	92	3,468	3,482	14	0.4
93	2,521	2,521	0	0.0	93	2,992	2,992	0	0.0	93	3,470	3,484	14	0.4
94	2,524	2,524	0	0.0	94	2,994	2,994	0	0.0	94	3,474	3,488	14	0.4
95	2,527	2,527	0	0.0	95	2,997	2,997	0	0.0	95	3,478	3,492	14	0.4
96	2,530	2,530	0	0.0	96	3,001	3,001	0	0.0	96	3,482	3,495	13	0.4
97	2,533	2,533	0	0.0	97	3,003	3,003	0	0.0	97	3,484	3,498	14	0.4
98	2,536	2,536	0	0.0	98	3,006	3,006	0	0.0	98	3,488	3,502	14	0.4
99	2,539	2,539	0	0.0	99	3,010	3,010	0	0.0	99	3,492	3,506	14	0.4
100	2,542	2,542	0	0.0	100	3,014	3,014	0	0.0	100	3,495	3,510	15	0.4
101	2,545	2,545	0	0.0	101	3,016	3,016	0	0.0	101	3,498	3,515	17	0.5
102	2,548	2,548	0	0.0	102	3,019	3,019	0	0.0	102	3,502	3,519	17	0.5
103	2,551	2,551	0	0.0	103	3,022	3,022	0	0.0	103	3,506	3,523	17	0.5
104	2,554	2,554	0	0.0	104	3,025	3,025	0	0.0	104	3,510	3,527	17	0.5
105	2,557	2,557	0	0.0	105	3,027	3,027	0	0.0	105	3,515	3,532	17	0.5
106	2,560	2,560	0	0.0	106	3,030	3,030	0	0.0	106	3,519	3,536	17	0.5
107	2,563	2,563	0	0.0	107	3,033	3,033	0	0.0	107	3,523	3,539	16	0.5
108	2,566	2,566	0	0.0	108	3,036	3,036	0	0.0	108	3,527	3,542	15	0.4
109	2,569	2,569	0	0.0	109	3,038	3,038	0	0.0	109	3,532	3,547	15	0.4
110	2,572	2,572	0	0.0	110	3,042	3,042	0	0.0	110	3,536		-3,536	-100.0
111	2,575	2,575	0	0.0	111	3,046	3,046	0	0.0	111	3,539		-3,539	-100.0
112	2,578	2,578	0	0.0	112	3,049	3,049	0	0.0	112	3,542		-3,542	-100.0
113	2,581	2,581	0	0.0	113	3,051	3,051	0	0.0	113	3,547		-3,547	-100.0
再任用	1,920	1,920	0	0.0	114	3,053	3,053	0	0.0	再任用	2,600	2,600	0	0.0
					115	3,056	3,056	0	0.0					
					116	3,060	3,060	0	0.0					
					117	3,062	3,062	0	0.0					
					118	3,064	3,064	0	0.0					
					119	3,067	3,067	0	0.0					
					120	3,070	3,070	0	0.0					
					121	3,074	3,074	0	0.0					
					122	3,076	3,076	0	0.0					
					123	3,079	3,079	0	0.0					
					124	3,082	3,082	0	0.0					
					125	3,085	3,085	0	0.0					
					再任用	2,195	2,195	0	0.0					

4級					5級					6級				
号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)
	月額	月額				月額	月額							
	百円	百円				百円	百円							
1	2,873	2,988	115	4.0	1	3,098	3,213	115	3.7	1	3,350	3,552	202	6.0
2	2,889	3,003	114	3.9	2	3,115	3,231	116	3.7	2	3,369	3,569	200	5.9
3	2,904	3,018	114	3.9	3	3,132	3,249	117	3.7	3	3,387	3,585	198	5.8
4	2,919	3,032	113	3.9	4	3,147	3,266	119	3.8	4	3,405	3,601	196	5.8
5	2,934	3,046	112	3.8	5	3,161	3,283	122	3.9	5	3,422	3,617	195	5.7
6	2,949	3,057	108	3.7	6	3,174	3,300	126	4.0	6	3,439	3,635	196	5.7
7	2,963	3,067	104	3.5	7	3,187	3,317	130	4.1	7	3,455	3,650	195	5.6
8	2,976	3,079	103	3.5	8	3,200	3,334	134	4.2	8	3,472	3,666	194	5.6
9	2,988	3,091	103	3.4	9	3,213	3,350	137	4.3	9	3,488	3,680	192	5.5
10	3,003	3,107	104	3.5	10	3,231	3,367	136	4.2	10	3,505	3,696	191	5.4
11	3,018	3,123	105	3.5	11	3,249	3,384	135	4.2	11	3,521	3,712	191	5.4
12	3,032	3,139	107	3.5	12	3,266	3,400	134	4.1	12	3,537	3,727	190	5.4
13	3,046	3,154	108	3.5	13	3,283	3,415	132	4.0	13	3,552	3,746	194	5.5
14	3,057	3,170	113	3.7	14	3,300	3,431	131	4.0	14	3,569	3,765	196	5.5
15	3,067	3,186	119	3.9	15	3,317	3,447	130	3.9	15	3,585	3,784	199	5.6
16	3,079	3,202	123	4.0	16	3,334	3,462	128	3.8	16	3,601	3,802	201	5.6
17	3,091	3,217	126	4.1	17	3,350	3,476	126	3.8	17	3,617	3,817	200	5.5
18	3,107	3,234	127	4.1	18	3,367	3,493	126	3.7	18	3,635	3,835	200	5.5
19	3,123	3,250	127	4.1	19	3,384	3,509	125	3.7	19	3,650	3,852	202	5.5
20	3,139	3,266	127	4.0	20	3,400	3,525	125	3.7	20	3,666	3,868	202	5.5
21	3,154	3,280	126	4.0	21	3,415	3,537	122	3.6	21	3,680	3,885	205	5.6
22	3,170	3,297	127	4.0	22	3,431	3,552	121	3.5	22	3,696	3,899	203	5.5
23	3,186	3,314	128	4.0	23	3,447	3,567	120	3.5	23	3,712	3,913	201	5.4
24	3,202	3,330	128	4.0	24	3,462	3,582	120	3.5	24	3,727	3,927	200	5.4
25	3,217	3,342	125	3.9	25	3,476	3,599	123	3.5	25	3,746	3,941	195	5.2
26	3,234	3,361	127	3.9	26	3,493	3,617	124	3.5	26	3,765	3,953	188	5.0
27	3,250	3,378	128	3.9	27	3,509	3,634	125	3.6	27	3,784	3,965	181	4.8
28	3,266	3,394	128	3.9	28	3,525	3,651	126	3.6	28	3,802	3,975	173	4.6
29	3,280	3,409	129	3.9	29	3,537	3,665	128	3.6	29	3,817	3,986	169	4.4
30	3,297	3,425	128	3.9	30	3,552	3,678	126	3.5	30	3,835	3,998	163	4.3
31	3,314	3,441	127	3.8	31	3,567	3,690	123	3.4	31	3,852	4,009	157	4.1
32	3,330	3,457	127	3.8	32	3,582	3,704	122	3.4	32	3,868	4,020	152	3.9
33	3,342	3,474	132	3.9	33	3,599	3,715	116	3.2	33	3,885	4,027	142	3.7
34	3,361	3,492	131	3.9	34	3,617	3,724	107	3.0	34	3,899	4,034	135	3.5
35	3,378	3,510	132	3.9	35	3,634	3,734	100	2.8	35	3,913	4,041	128	3.3
36	3,394	3,528	134	3.9	36	3,651	3,745	94	2.6	36	3,927	4,048	121	3.1
37	3,409	3,543	134	3.9	37	3,665	3,753	88	2.4	37	3,941	4,054	113	2.9
38	3,425	3,557	132	3.9	38	3,678	3,762	84	2.3	38	3,953	4,060	107	2.7
39	3,441	3,571	130	3.8	39	3,690	3,771	81	2.2	39	3,965	4,065	100	2.5
40	3,457	3,585	128	3.7	40	3,704	3,779	75	2.0	40	3,975	4,069	94	2.4
41	3,474	3,600	126	3.6	41	3,715	3,787	72	1.9	41	3,986	4,073	87	2.2
42	3,492	3,608	116	3.3	42	3,724	3,795	71	1.9	42	3,998	4,075	77	1.9
43	3,510	3,618	108	3.1	43	3,734	3,803	69	1.8	43	4,009	4,078	69	1.7
44	3,528	3,628	100	2.8	44	3,745	3,810	65	1.7	44	4,020	4,081	61	1.5
45	3,543	3,637	94	2.7	45	3,753	3,817	64	1.7	45	4,027	4,084	57	1.4
46	3,557	3,648	91	2.6	46	3,762	3,824	62	1.6	46	4,034	4,087	53	1.3
47	3,571	3,657	86	2.4	47	3,771	3,831	60	1.6	47	4,041	4,090	49	1.2
48	3,585	3,667	82	2.3	48	3,779	3,838	59	1.6	48	4,048	4,093	45	1.1
49	3,600	3,676	76	2.1	49	3,787	3,843	56	1.5	49	4,054	4,095	41	1.0
50	3,608	3,683	75	2.1	50	3,795	3,849	54	1.4	50	4,060	4,098	38	0.9
51	3,618	3,690	72	2.0	51	3,803	3,855	52	1.4	51	4,065	4,101	36	0.9
52	3,628	3,696	68	1.9	52	3,810	3,862	52	1.4	52	4,069	4,104	35	0.9
53	3,637	3,700	63	1.7	53	3,817	3,866	49	1.3	53	4,073	4,106	33	0.8
54	3,648	3,706	58	1.6	54	3,824	3,872	48	1.3	54	4,075	4,109	34	0.8
55	3,657	3,713	56	1.5	55	3,831	3,878	47	1.2	55	4,078	4,112	34	0.8
56	3,667	3,720	53	1.4	56	3,838	3,883	45	1.2	56	4,081	4,115	34	0.8
57	3,676	3,723	47	1.3	57	3,843	3,887	44	1.1	57	4,084	4,117	33	0.8
58	3,683	3,730	47	1.3	58	3,849	3,893	44	1.1	58	4,087	4,120	33	0.8
59	3,690	3,737	47	1.3	59	3,855	3,899	44	1.1	59	4,090	4,123	33	0.8
60	3,696	3,743	47	1.3	60	3,862	3,904	42	1.1	60	4,093	4,125	32	0.8
61	3,700	3,746	46	1.2	61	3,866	3,908	42	1.1	61	4,095	4,127	32	0.8
62	3,706	3,751	45	1.2	62	3,872	3,913	41	1.1	62	4,098	4,130	32	0.8
63	3,713	3,757	44	1.2	63	3,878	3,918	40	1.0	63	4,101	4,133	32	0.8
64	3,720	3,763	43	1.2	64	3,883	3,924	41	1.1	64	4,104	4,135	31	0.8
65	3,723	3,766	43	1.2	65	3,887	3,927	40	1.0	65	4,106	4,137	31	0.8
66	3,730	3,772	42	1.1	66	3,893	3,931	38	1.0	66	4,109	4,140	31	0.8
67	3,737	3,779	42	1.1	67	3,899	3,935	36	0.9	67	4,112	4,143	31	0.8
68	3,743	3,785	42	1.1	68	3,904	3,939	35	0.9	68	4,115	4,145	30	0.7
69	3,746	3,789	43	1.1	69	3,908	3,942	34	0.9	69	4,117	4,147	30	0.7
70	3,751	3,794	43	1.1	70	3,913	3,945	32	0.8	70	4,120	4,150	30	0.7
71	3,757	3,800	43	1.1	71	3,918	3,948	30	0.8	71	4,123	4,153	30	0.7
72	3,763	3,805	42	1.1	72	3,924	3,950	26	0.7	72	4,125	4,155	30	0.7
73	3,766	3,810	44	1.2	73	3,927	3,952	25	0.6	73	4,127	4,157	30	0.7
74	3,772	3,816	44	1.2	74	3,931	3,955	24	0.6	74	4,130		-4,130	-100.0
75	3,779	3,821	42	1.1	75	3,935	3,958	23	0.6	75	4,133		-4,133	-100.0

4級					5級					6級				
号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)
	月額	月額				月額	月額							
	百円	百円				百円	百円							
76	3,785	3,824	39	1.0	76	3,939	3,960	21	0.5	76	4,135		-4,135	-100.0
77	3,789	3,828	39	1.0	77	3,942	3,962	20	0.5	77	4,137		-4,137	-100.0
78	3,794	3,833	39	1.0	78	3,945	3,965	20	0.5	78	4,140		-4,140	-100.0
79	3,800	3,837	37	1.0	79	3,948	3,968	20	0.5	79	4,143		-4,143	-100.0
80	3,805	3,841	36	0.9	80	3,950	3,970	20	0.5	80	4,145		-4,145	-100.0
81	3,810	3,845	35	0.9	81	3,952	3,972	20	0.5	81	4,147		-4,147	-100.0
82	3,816	3,850	34	0.9	82	3,955	3,975	20	0.5	82	4,150		-4,150	-100.0
83	3,821	3,854	33	0.9	83	3,958	3,978	20	0.5	83	4,153		-4,153	-100.0
84	3,824	3,858	34	0.9	84	3,960	3,980	20	0.5	84	4,155		-4,155	-100.0
85	3,828	3,861	33	0.9	85	3,962	3,982	20	0.5	85	4,157		-4,157	-100.0
86	3,833		-3,833	-100.0	86	3,965		-3,965	-100.0	再任用	3,206	3,206	0	0.0
87	3,837		-3,837	-100.0	87	3,968		-3,968	-100.0					
88	3,841		-3,841	-100.0	88	3,970		-3,970	-100.0					
89	3,845		-3,845	-100.0	89	3,972		-3,972	-100.0					
90	3,850		-3,850	-100.0	90	3,975		-3,975	-100.0					
91	3,854		-3,854	-100.0	91	3,978		-3,978	-100.0					
92	3,858		-3,858	-100.0	92	3,980		-3,980	-100.0					
93	3,861		-3,861	-100.0	93	3,982		-3,982	-100.0					
再任用	2,797	2,797	0	0.0	再任用	2,949	2,949	0	0.0					

職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例  
 職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（目的）            第1条 本村職員（常時勤務に服する職員_____に            _____に            限る。）に対しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）            に規定する給与のほか、この条例の定めるところにより寒冷地手当を支            給することを目的とする。</p>	<p>（目的）            第1条 本村職員（常時勤務に服する職員及び地方公務員法（昭和25年法            律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に            限る。）に対しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）            に規定する給与のほか、この条例の定めるところにより寒冷地手当を支            給することを目的とする。</p>
<p>附 則（令和4年12月6日条例第26号）            1 （略）            （経過措置）            2 改正後の第1条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和            3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用            しない。</p>	<p>附 則（令和4年12月6日条例第26号）            1 （略）            （暫定再任用短時間勤務職員に対する寒冷地手当の支給）            2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9            条第6項に規定する暫定再任用職員であつて地方公務員法（昭和25年法            律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員            は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改            正後の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例第2条の規定を適用す            る。</p>

附 則  
 この条例は、令和7年4月1日から施行する。